

都内避難者の皆様への 定期便



都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

今月号の掲載内容

●ふるさとからのお知らせ P1~2

ふるさとの今をお知らせします。今月は岩手県からです。

●司法書士による面談・電話相談のご案内 P3

相続法改正で話題となっている「特別寄与料」について、再度ご紹介します。

●東京都の復興支援のご案内 P4

Twitter連載「忘れない、そして未来へ」のご紹介

●区市町村窓口一覧 P5~6

都内区市町村における支援サービス窓口一覧です。

次号の発送は、令和3年2月1日を予定しています。

●定期便や各種支援情報につきましては、HPでもご覧になれます。

都内に避難されている皆様へ

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/17hisaichi/hp/tonaihinansha.html>



●被災地支援に関するイベント情報等について、ツイートしています。

 @tocho_fukko

●復興支援対策部のアカウント

https://twitter.com/tocho_fukko

ふるさとからのお知らせ

今月は岩手県からお知らせします。

○ 災害公営住宅で郷土芸能披露

令和2年9月20日(日)、大槌町の末広町町営住宅(災害公営住宅)において、県の郷土芸能を通じた被災地コミュニティ形成支援事業によって招待された「白澤鹿子踊」、「向川原虎舞」、「松の下大神楽」の3団体が郷土芸能を披露しました。

この催しは、災害公営住宅等において、郷土芸能の発表の場を設け、出演者や入居者等の交流を進めることを目的とし、県と末広町町営住宅自治会が連携して準備を進めてきたものです。

開催当日は、災害公営住宅の住民だけでなく、近隣の住民も多く参加し、太鼓や笛、おはやしの音に合わせて、手拍子を取りながら会話や踊りを楽しみました。新型コロナウイルス感染症の影響で披露の場を失った郷土芸能団体にとっても、練習の成果を発表する舞台となりました。

問 岩手県復興局生活再建課 ☎ 019-629-6926



白澤鹿子踊



向川原虎舞



松の下大神楽

○ 復興支援に感謝

バナーボード&リーフレット完成

岩手県では、東日本大震災津波から10年の節目を控え、震災の記憶とこれまでの御支援への感謝を国内外に伝えるため、被災地からの復興支援への感謝メッセージ等を掲載した「復興支援感謝発信バナーボード」及び「感謝発信リーフレット」を制作しました。

バナーボードは、4種類あり、沿岸地域の方々や「いわての学び希望基金」を活用し奨学金等を受けた子どもたち、東日本大震災津波伝承館の来場者等から、県に寄せられた様々な復興支援感謝メッセージを掲載しています。今後、県が開催する復興情報発信イベントや震災伝承施設等で巡回展示します。

また、リーフレットは、これまでの岩手の復

興の歩みをまとめた年表や震災伝承施設、復興の取組を三陸沿岸のマップ形式等で掲載し、全8ページで構成しています。県内の伝承施設、道の駅などで配架しているほか、各種復興イベント等で入手できます。

なお、バナーボード及びリーフレットについては、県ホームページに掲載されていますので、ぜひご覧ください。

問 岩手県復興局復興推進課 ☎ 019-629-6945



大船渡広田陸前高田線広田半島 4工区全線開通

令和2年8月7日(金)、岩手県が沿岸地域の復興と安全・安心な通行の確保が図られるよう、「まちづくり連携道路」として進めてきた広田半島の「久保～泊」工区(延長約2.5km)が完了し、同半島における4工区(広田町、花貝、大陽、久保～泊)全てが開通となりました。

この開通により、東日本大震災津波で浸水した県道に代わる災害時の避難路としての機能が確保されるとともに、広田漁港をはじめとする水産業の物流の効率化などが促進され、地域活性化に寄与することが期待されます。

問 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課
☎ 0192-27-9919



ぶらり三陸 未来に残したい漁業漁村「机浜番屋群」



田野畑村にある「机浜番屋群」は、震災の津波で全て流失しましたが、「机浜番屋群再生プロジェクト」のもと再建され、漁業と観光が融合した新たな体験観光拠点となりました。

震災前、「番屋」と呼ばれる漁師の作業小屋や倉庫などで構成されていた「机浜番屋群」は、平成18年に水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財百選」に選ばれましたが、震災の津波で全て流失してしまいました。平成27年4月、元の番屋があった場所に以前の面影を復元する形で22棟が再建され、漁業と観光が融合した体験観光拠点として生まれ変わっています。

施設では、漁師(ハンモウド)の塩作り体験、番屋料理体験が楽しめるほか、番屋群漁師ガイドなどが行われています。また、小型の磯舟で断崖景観を楽しむ「サッパ船アドベンチャーズ」や「みちのく潮風トレイル」を案内するネイチャーガイドなど、様々な自然体験プログラムが提供されています。

所在地 下閉伊郡田野畑村机142-3

営業時間 9:00～17:00

定休日 年末年始

問 NPO法人体験村・たのはたネットワーク
☎ 0194-37-1211



「机浜番屋群」の全景



サッパ船アドベンチャーズ

(写真提供:NPO法人体験村・たのはたネットワーク)



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。今回は、相続法改正で話題となっている、「特別寄与料」のことを再度ご考察したいと思います。

令和2年9月号では、親族でも請求できる「特別寄与料」を紹介させていただきました。

一番身近に適用されるケースは、亡くなられた両親と同居して介護をしていた長男の嫁の場合が考えられます。ご主人の両親に献身的な介護をしていたとしても、嫁の立場では通常は相続人ではなく、相続財産から分与を受けることができませんでしたが、令和元年7月1日以降に亡くなられた場合には、特別寄与料を相続人の誰にでも請求することができるようになりました。

この請求に関しては、特に期限は定められていませんが、特別寄与料の支払いについて当事者間に協議が調わない場合、または協議ができない場合には、家庭裁判所に協議に代わる処分を求めることができますが、その場合には、相続の開始及び相続人を知った時から6か月または相続開始から1年以内という制限がついております。

となりますと、期限内に請求をしておかないと、金額について話し合いでまとまらなかった場合に家庭裁判所の審判を受けることができず、事実上特別寄与料の支払いを受けることができなくなってしまう可能性があります。

どうしたらよいかお困りの時には、お気軽に司法書士にご相談ください。

面談による相談(予約制)

- 東京司法書士会総合相談センター（四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
火曜・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37（JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分）

- 三多摩総合相談センター（立川・水曜 午後5時～8時
木・土曜 午後1時～4時）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリニック第3ビル202-A
（JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分）



新型コロナウイルス感染拡大の状況によっては、相談受付時間等が変更になる場合がありますのでご了承ください。

電話による相談

電話番号：03-3353-2700、03-3353-2703

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。

● 東京都の復興支援のご案内 ●

Twitter連載【忘れない、そして未来へ】掲載中！

東京都では、東日本大震災の発災から10年の節目となる令和3年3月11日に向け、震災当時を振り返り、東北の復興状況や今を知るための新連載【忘れない、そして未来へ】を掲載中です。毎週1回(曜日は不定期)、震災や復旧・復興について紹介していきますので、ぜひフォローしてください。

連載の主な内容

- 甚大な被害のあった岩手県、宮城県及び福島県の復旧・復興状況や現状
- 東京都の復興支援の取組
- 都内にお住まいの方が参加できる復興関連のイベント等の情報 など

掲載先

東京都総務局復興支援対策部 Twitter

 https://twitter.com/tocho_fukko

お問い合わせ

総務局都内避難者支援課

 03-5388-2384



岩手県、宮城県、福島県の県産品の魅力を発信するポスターを都営交通の駅構内に掲出しました！


東京都では、東日本大震災被災3県(岩手県、宮城県、福島県)と連携し、県産品の消費の回復や風評被害の払しょく等に取り組んでいます。

今回、それぞれの県の冬ならではの食材についてポスターを制作し、その安全性や高い品質について発信するため、都営交通駅構内にポスターを掲出しました。復興支援対策部ホームページにも公開中です。



掲載先

東京都総務局復興支援対策部ホームページ

 <https://www.soumu.metro.tokyo.lg.jp/17hisaichi/hp/kensanpinposter.html>

お問い合わせ

総務局都内避難者支援課  03-5388-2384

都内区市町村支援サービス等問い合わせ窓口



現在お住まいの区市町村で、避難者の皆様のための支援サービス等について、お問い合わせがございましたら、以下の一覧表に記載されている窓口にご連絡ください。

区市町村名	受付窓口	電話番号
千代田区	地域振興部総合窓口課区民相談室	03-5211-4176
中央区	総務部防災課	03-3546-5287
港区	芝地区総合支所区民課	03-3578-3111
	麻布地区総合支所区民課	03-3583-4151
	赤坂地区総合支所区民課	03-5413-7011
	高輪地区総合支所区民課	03-5421-7611
	芝浦港南地区総合支所区民課	03-3456-4151
新宿区	地域振興部地域コミュニティ課管理係	03-5273-3519
文京区	区民部区民課	03-5803-1170
台東区	総務部危機・災害対策課	03-5246-1092
墨田区	都市計画部危機管理担当安全支援課	03-5608-6199
江東区	総務部危機管理課危機管理係（被災者支援担当）	03-3647-9382
品川区	総務部総務課総務係	03-5742-6624
目黒区	危機管理室防災課	03-5723-8488
大田区	地域力推進部地域力推進課区民協働・生涯学習担当	03-5744-1204
世田谷区	危機管理室災害対策課	03-5432-2266
渋谷区	危機管理対策部防災課	03-3463-4475
中野区	区民部区民生活課区民相談係	03-3228-8802
杉並区	危機管理室防災課	03-3312-2111（内線3602）
豊島区	政策経営部企画課	03-4566-2511
北区	①防災・危機管理課 ②王子区民事務所 ③赤羽区民事務所 ④滝野川区民事務所	①03-3908-1121 ②03-3908-8745 ③03-3901-2693 ④03-3910-0141
荒川区	区民生活部防災課	03-3803-8711
板橋区	戸籍住民課異動係	03-3579-2205
練馬区	危機管理課庶務係	03-5984-2762
足立区	広報室区民の声相談課	03-3880-5359（直通）
葛飾区	地域振興部危機管理課管理係	03-5654-8223
江戸川区	生活振興部地域振興課コミュニティ係	03-5662-0515

区市町村名	受付窓口	電話番号
八王子市	市民部市民生活課	042-620-7424
立川市	福祉保健部福祉総務課地域福祉推進係	042-523-2111 (内線1491)
武蔵野市	市民部市民課	0422-60-1838
三鷹市	総務部相談・情報課	0422-44-6600
青梅市	健康福祉部 生活福祉課	0428-22-1111 (内線2197)
府中市	政策総務部政策課	042-335-4010
昭島市	企画部企画政策課	042-544-5111 (内線2337)
調布市	調布市役所 (代表)	042-481-7111
町田市	市民部市民課総務係	042-724-4225
小金井市	総務部地域安全課	042-387-9807
小平市	市民部市民課管理担当	042-346-9520
日野市	総務部防災安全課	042-585-1100
東村山市	環境安全部防災安全課	042-393-5111
国分寺市	健康部地域共生推進課	042-325-0111
国立市	健康福祉部福祉総務課地域福祉推進係	042-576-2111 (内線152)
福生市	総務部安全安心まちづくり課防災係	042-551-1638
狛江市	総務部 安心安全課	03-3430-1111
東大和市	総務部防災安全課	042-563-2111
清瀬市	総務部防災防犯課	042-497-1847
東久留米市	環境安全部防災防犯課	042-470-7769
武蔵村山市	健康福祉部地域福祉課	042-565-1111 (内線153)
多摩市	総務部防災安全課	042-338-6802
稲城市	市民部市民課	042-378-2111 (内線132)
羽村市	市民生活部防災安全課防災・危機管理係	042-555-1111 (内線211)
あきる野市	企画政策部企画政策課	042-558-1111
西東京市	西東京市代表電話	042-464-1311
瑞穂町	住民部地域課	042-557-7610
日の出町	生活安全安心課 防災・コミュニティ係	042-597-0511
檜原村	総務課総務係	042-598-1011
奥多摩町	企画財政課	0428-83-2360
大島町	防災対策室	04992-2-0035
利島村	総務課	04992-9-0011
新島村	総務課行政係	04992-5-0240
神津島村	総務課	04992-8-0011
三宅村	総務課防災危機管理係	04994-5-0935
御蔵島村	総務課総務係	04994-8-2121
八丈町	総務課	04996-2-1121
青ヶ島村	総務課 庶務民生係	04996-9-0111
小笠原村	総務課	04998-2-3111

※ご相談窓口一覧は前月号をご覧ください。

被災3県から避難されている皆様へ発送されている情報紙



お問い合わせ

- 福島県「ふくしまの今が分かる新聞」について
福島県避難者支援課 ☎ 024-523-4250
- 宮城県「みやぎ復興定期便」について
宮城県震災復興推進課 ☎ 022-211-2408
- 岩手県「いわて復興だより」について
岩手県復興推進課 ☎ 019-629-6945



～都内避難者支援課からのお願い～

定期便に関するお問い合わせは、以下の窓口までご連絡ください。

■「定期便の送付先変更や送付停止」について

⇒都内避難者電話相談窓口

0120-978-885 (フリーダイヤル)

受付時間 平日9時30分～17時

■「定期便の内容」について

⇒東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

03-5388-2384 (直通)

受付時間 平日9時～17時

発送元

東京都 総務局 復興支援対策部 都内避難者支援課

印刷物類第8号
印刷番号(2)10

リサイクル適性(A)
Contributor: 印刷物類第8号
印刷番号(2)10

都営住宅における家族向毎月募集 (東日本大震災被災者等)のご案内

平成30年1月以降、毎月中旬頃、若年夫婦・子育て世帯、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者(定期使用住宅)に加え、東日本大震災被災者の方を対象とした募集を行っています。つきましては、1月に実施する募集についてお知らせします。

- 1 募集戸数 50戸(予定)
- 2 申込受付期間 令和3年1月18日(月)～1月29日(金)
(ダウンロードは1月26日まで)
18時00分必着(郵送受付)
- 3 主な申込資格
(1)～(3)のいずれか及び(4)(5)に該当すること
(1) 東日本大震災により、滅失した住宅に居住していた方
(2) 福島県東京電力原子力事故による居住制限者
(3) 福島県東京電力原子力事故による支援対象避難者(全員避難、一部避難)
(4) 所得が定められた基準内であること
(5) その他都営住宅の入居資格にあてはまること
- 4 申込方法
申込書及びパンフレットは東京都住宅供給公社のHPに掲載しますので、申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。なお、下記の場所で申込書等を受け取ることも出来ます。
 - ・都庁第二本庁舎13階中央募集相談窓口
 - ・東京都住宅供給公社(都営住宅募集センター・各窓口センター)
 - ・東雲住宅公社現地事務所2415号室

【問合せ先】

東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

電話 03-3498-8894【午前9時から午後6時(土・日・祝日を除く)】

URL <http://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

～都営住宅の要件に当てはまらない方は～

★公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。

お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口
専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット(JKKねっと)でもお申込みできます。

都営住宅等募集の案内

2021年1月7日

1 都営住宅（家族向・単身者向 年4回定期募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
2月1日（月） ～9日（火）	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）	募集期間（土・日を除く）に限り、東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。また、同期間中公社HPからダウンロードすることもできます。	募集の概要については、広報東京都（募集月の前月末頃に新聞折込で配布）、テレホンサービス、公社HP（募集月の前月下旬に掲載）でお知らせします。
5月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		
8月上旬	家族向（ポイント方式） 単身者向・シルバーピア（抽せん方式）		
11月上旬	家族向・単身者向等（抽せん方式）		

※抽せん方式の募集では、病死等の発見が遅れた住宅も掲載する予定です。詳しくは、各募集時期に配布する募集案内でお確かめください。

2 都営住宅（家族向 毎月募集）

募集時期	募集の内容	募集案内・申込書の配布	備考
毎月中旬	若年夫婦・子育て世帯、東日本大震災被災者、定期使用住宅入居後5年経過世帯、事業再建者（定期使用住宅）向	配布は行っておりません。募集日程の間でのみダウンロードをすることができます。	募集の概要については、公社HP（募集日程は毎月5日頃公表）でお知らせします。

3 都営住宅（家族向 随時募集）

募集時期	募集内容・対象住戸	申込方法	備考
随時	2人以上のご家族が対象です。定期募集及び毎月募集で申込みのなかった多摩地域にある都営住宅の一部になります。	東京都住宅供給公社都営住宅募集センター随時募集専用ダイヤルへお電話ください。電話のみの受付になります。 ☎03-5467-9266	募集の概要については、公社HPでご確認ください。

4 都民住宅募集

住宅の種類	募集時期	募集方式	問い合わせ先
東京都施行型	年2回（6月上旬、12月上旬）	抽せん	東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター 〒150-8322 渋谷区神宮前5-53-67 コスモス青山3F ☎03-3498-8894
	随時（詳しくは公社HPでご確認下さい）	先着順	
公社施行型 公社借上型	随時（詳しくは公社HPでご確認下さい）	先着順	東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 〒150-8543 渋谷区渋谷1-15-15 テラス渋谷美竹2F ☎03-3409-2244

◎東京都住宅供給公社HP <http://www.to-kousya.or.jp/>

5 公社住宅募集

◆先着順による空き家募集を行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

<問い合わせ先>

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口 専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（JKKねっと）でもお申込みできます。

と ない ひ なんしゃでん わ そうだんまどぐち
都内避難者電話相談窓口

相談無料
秘密厳守

避難生活の悩み、 一人で抱えていませんか？

わたしたちに、お気軽にご相談ください。
あなたの悩みに親身に寄り添い、解決に向けお手伝いをいたします。

ご相談は、こちらの番号(フリーダイヤル)まで

 **0120-978-885**

対 象 東日本大震災により都内に避難された、すべての方

受付時間 平日 9時30分～17時



上記相談は、東京都の委託を受けて、東京都社会福祉協議会が実施しています。

福島県から都内に避難された方には夜間相談窓口(福島県委託)もあります

医療ネットワーク支援センター ☎ **03-6911-0584**

受付時間：平日17時～20時30分

メール：soudan@medical-bank.org

避難元県の電話相談窓口

福島県に関するお問い合わせ

被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ **0120-303-059**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

宮城県に関するお問い合わせ

宮城県東京事務所 ☎ **03-5212-9045 (代表)**

月～金曜日 9時15分～17時30分 ※祝日・年末年始を除く

岩手県に関するお問い合わせ

いわて内陸避難者支援センター ☎ **019-601-7640**

月～金曜日 9時～17時 ※祝日・年末年始を除く

福島県社会福祉協議会からのお知らせ

～ 被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業のご案内 ～

福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働きませんか。

2011年の東日本大震災で福島県相双地域等（浜通り）は甚大な被害を受けました。地域の復旧・復興は少しずつ進んでいますが、介護施設等で働く職員は今もなお不足している状況が続いています。

福島県社会福祉協議会では、福島県相双地域等（浜通り）で介護職員として働く人材を広域的に確保するため、同地域の施設等で介護職員として就職する方に対して就職準備金等の奨学金を無利子で貸与する事業を行っています。

就職準備金等の貸付制度のご案内

福島県外にお住まいの方で、福島県浜通りの介護保険施設等に介護職員として就職するに対して、就職準備金や介護職員初任者研修等の受講料を無利子で貸与します。一定の条件を満たせば返還が免除されます。

貸付内容（貸付利子は無利子）

■ **就職準備金** ※金額により返還免除の要件が変わります

正規職員またはフルタイム勤務の非正規職員 **30万円** または **50万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間以上） **30万円**

パートタイム職員（勤務時間が週20時間未満） **15万円**

世帯赴任加算、自動車輸送費用等加算も条件によって借りることができます

■ **研修受講料** **15万円以内（実費分）** ※介護職員初任者研修等を受講する場合に借りることができます

奨学金貸付制度を利用して、福島県外から相双地域等（浜通り）の介護保健施設等で
介護職員として働く皆さんの声を紹介しています!!

東日本大震災後、福島県相双地域等（浜通り）の介護職員不足に対応するため、福島県外から浜通りの介護保健施設等に介護職員として就労する方に対し就職準備金等を貸付する制度を2014年から開始しました。制度開始以降、奨学金の累計利用者数は164名（2020年11月末時点）となっています。

現在、専用ホームページに掲載している「ふくしま福祉サポーターズ」は、これまで県外から相双地域等（浜通り）の介護保健施設等に就職して頑張っている介護職員の皆さんを紹介しておりますのでぜひ、ご覧ください!!

ふくしまで、咲こう。

検索



<http://www.f-kaigoshogaku.jp>



返還免除について

就職した介護保険施設等での業務従事期間が下記の年数を満たした場合は、**奨学金の返還を免除**します。

■ **就職準備金**
15万円・30万円
(加算金も含む)

↓
1年間

■ **就職準備金**
50万円
(加算金も含む)

↓
2年間

■ **研修受講料**

↓
2年間

「被災地における福祉・介護人材に対する奨学金貸付事業」 問合せ先

社会福祉法人

〒960-8141 福島県福島市渡利字七社宮 111

福島県社会福祉協議会

☎024-526-0045

相談
無料

原子力損害賠償

に関する説明・相談会

皆様の生活設計に大きく影響する『住居確保に係る費用の賠償』の他、賠償請求全般の確認など、よくご質問いただく内容について、専門の弁護士が詳しくご説明いたします。

原子力損害賠償に関することは何でもご相談ください

会場

東京国際フォーラム

(裏面参照)

開催日

1 / 23 土

全体説明会へのご参加、個別のご相談は **事前予約** をお願い致します。

全体説明会

10:00~12:00

◇ 「住居確保にかかる費用」の賠償内容を中心に解説し、質疑応答もいたします。

対象：避難指示区域から避難されている皆様



個別相談

10:00~16:00

◇ 相談時間は1回1時間
◇ 原子力損害賠償全般のご相談に対応いたします。

対象：原子力損害においてお困りの皆様

予約専用
ダイヤル



通話無料

0120-330-540

予約受付時間 9:30 ~ 17:00 (12/29~1/3を除く土日祝日も受付)

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により実施予定の相談会が、変更・中止となる可能性もございます。申し訳ございませんが、開催につきましては、予約専用ダイヤルまで ご確認をお願いいたします。

【会場】 **東京国際フォーラム**
4階 G404会議室
 住所：東京都千代田区丸の内3-5-1

【周辺案内図】



- ▶ JR 有楽町駅
より徒歩1分
- ▶ JR 東京駅
八重洲南口
より徒歩5分
- ▶ 東京メトロ
有楽町駅すぐ
- ▶ 日比谷駅
二重橋前駅
より徒歩5分



会場までは、
 地下1階より
 エレベーター
 にて4階まで
 お上り下さい。
 会場は、
ガラス棟4F
 です。

- ・まだ住居の確保がお済みでない方
- ・既に住居を確保したが、賠償可能残額がある方
- ・請求漏れがないか相談したいという方
- ・ADRの申し立てについて教えてほしいという方 など

**是非、
 ご相談
 ください！**

原発事故の被害を受け都内へ避難された方へ

東京電力からの
損害賠償に
不満がある

東京電力へ
賠償請求すべき
損害がまだある



とお考えの皆様へ



ADRセンターを利用してみませんか

ADRセンターでは、東京電力と賠償の合意をして賠償金を受け取られた方も、話し合い中の方も、まだ話し合いをしていない方も、どなたでも申立をすることができます。東京電力への請求を先行させる必要はありません。

ADRセンターは

東京電力とは
全く別の**公的機関**で
申立費用は**無料**です。

ADRセンターは

中立・公正な立場で
皆様と東京電力との賠償の話し合いがまとまるよう仲介します。

ADRセンターは

申立てのあった事例のうち
約8割で和解が成立
しています。

令和3年3月で原発事故
から10年がたちます。
早めの申立てをおすすめ
します。



文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）

☎ 0120-377-155（平日10時～17時）

ADRセンターでは 賠償金額を改めて算定し直します

避難指示等対象区域の方

たとえば・・・

家族が別々に避難し、
二重生活となった



・妊娠中であった
・乳幼児の世話を日常的に行った



身体又は精神の障
害がある



身体又は精神の障
害がある方の介護を
日常的に行った



上記の場合、
慰謝料（原則月額10万）
が**増額**されることがあります。

自主的避難等対象区域等の方

たとえば・・・

避難交通費、
宿泊費用等の避
難費用の**増額**



二重生活に要す
る面会交通費、
増加した生活費



放射線測定器
（ガイガーカウンター）
購入費用



自宅を除染した
際の除染費用、
高圧洗浄機購入
費用



上記の**支出した費用**が
賠償される可能性があります。



ADRってどんな手続き？

- ・申立ての書面はご自身でも簡単に作成できます。
- ・弁護士に依頼しなくてもご自身でも申立てができます。
- ・詳しい証拠資料がなくても申立てを受け付けます。
- ・原則**非公開**の手続きですので、**周囲に知られず**に申立てができます。

まずは、お気軽にお電話ください！